

○竹田市本庁舎市民ホールの使用に係る取扱規程

令和6年5月20日

告示第67号

(趣旨)

第1条 この規程は、市役所を開かれた身近な公共施設とするため、市役所本庁舎の市民ホール（以下「ホール」という。）を有効活用し、市民等が情報発信の場等に活用するために必要となる事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 ホールを使用することができる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する団体又は個人
- (2) 市内に事業所・事務所を有する団体又は個人
- (3) 市内の事業所に勤務する者
- (4) 市内の学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が認めた団体又は個人

(使用基準)

第3条 ホールは、次のいずれかに該当する場合に使用することができるものとする。

- (1) 市民等の文化活動等の情報発信及び展示等
- (2) 市の物産品・特産品等の商品の展示
- (3) 市の紹介・宣伝に資する情報発信及び展示等
- (4) その他市長が認めた場合

(遵守事項)

第4条 ホールを使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 竹田市役所庁舎等管理規則（平成17年竹田市規則第15号）及びこの取扱規程を遵守すること。
- (2) 許可された使用目的以外にホールを使用しないこと。
- (3) 販売、勧誘、その他これらに類する行為をしないこと。
- (4) 楽器演奏、音楽活動等の行為をしないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、待合スペースの確保、庁舎内の秩序の維持又は災害の防止に支障を来す行為をしないこと。

(費用負担)

第5条 ホールの使用料は、無料とする。

(期間)

第6条 ホールの使用期間は、最大2週間とする。ただし、市長が庁舎管理上支障がないと認めた場合は使用期間を延長することができる。

(申請)

第7条 ホールの使用の許可を受けようとする者は、使用を開始する日の2月前の日の属する月の初日から、使用を開始する2週間前の日までの間に竹田市本庁舎市民ホール使用許可申請書(様式第1号)により申請をしなければならない。

(物品の貸与)

第8条 市長は、ホールの使用者に机及び椅子等(以下「物品等」という。)を貸与することができる。

2 物品等の貸与を受けようとする者は、前条に定める申請書に必要な事項を記載しなければならない。

(承認)

第9条 市長は、第7条の申請があったときは、その内容を審査して許可の適否を決定し、竹田市本庁舎市民ホール使用許可(不許可)通知書により申請者に通知するものとする。

(損害賠償)

第10条 ホールを使用する者が、故意又は過失により市の施設又は貸与した物品等に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。

2 使用期間中の展示品等の損害については、市は、一切責任を負わないものとする。ただし、市長が認めた場合にあっては、この限りでない。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、公示の日から施行する。

様式第 1 号（第 7 条関係）

竹田市本庁舎市民ホール使用許可申請書

年 月 日

竹田市長 様

申請者

住 所 _____

氏 名 _____

連絡先 _____

次のとおり申請します。

使 用 日 時	自 年 月 日 時 分 至 年 月 日 時 分
使 用 団 体 名	
使 用 目 的	
使 用 基 準	☐ 市民等の文化活動等の情報発信及び展示等 ☐ 市の物産品・特産品等の商品の展示 ☐ 市の紹介・宣伝に資する情報発信及び展示等 ☐ その他
使 用 物 品 等	☐ 長机（ 台） ☐ 椅子（ 脚） ☐ 展示用パネル（ 台） ☐ その他（ ）

様式第2号（第9条関係）

竹田市本庁舎市民ホール使用許可（不許可）通知書

年 月 日

様

竹田市長

年 月 日付けで許可申請のあった竹田市本庁舎市民ホールの使用について、下記のとおり通知します。

決 定 の 区 分	☐ 許可 ☐ 不許可
使 用 日 時	自 年 月 日 時 分 至 年 月 日 時 分
使 用 団 体 名	
使 用 目 的	
使 用 物 品 等	☐ 長机（ 台） ☐ 椅子（ 脚） ☐ 展示用パネル（ 台） ☐ その他（ ）
使 用 条 件	

注意事項

- ① 使用目的以外に使用しないこと。
- ② 使用後は整理、清掃して返還すること。
- ③ 使用物品等を損傷し、又は滅失したときは、直ちに市に届け出て、それによって生じた損害を賠償しなければならない。
- ④ 使用期間中の展示品等の損害については、市では原則責任を負わない。
- ⑤ その他市の指示に従うこと。